

**港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの見直し方針（案）
に寄せられた主な意見とそれに対する考え方**

主な意見	意見に対する考え方
<p>(1) 対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾手続だけではなく、空港手続も見直しの対象とすべきである。 ・ 官手続については、関係省庁及び港湾管理者の手続を含めた全体的かつ包括的な見直し作業が必要であり、全体見直しを行った上で個別システムの見直しを進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空貨物に関する通関・検疫手続はあるが、航空機の離着陸に関しては、空港に関する申請手続は存在しないため、国土交通省版で取り扱うものはない。 ・ ご指摘の通り、全体版・国交省版の両見直し方針に基づき、全体の見直しを関係省庁連携の下で行い、最適化計画を策定することとしている。ただし、形式的には対象範囲を、全体版は関係省庁共通部分についての検討、個別版は独立した部分についての検討という切り分けになっており、同時並行的に作業を進めている。
<p>(3) 現状及び課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り上げられている現状認識および課題は限定的な内容となっている。これでは最適化の基本理念にそった解決は導き出せないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状認識や課題は、現場キャラバンや事業者との意見交換を実施して、全容を把握し、整理分析を行った上で、府省共通部分については全体版に、府省個別分野については各省版に、切り分けて記載している。国交省版のみを見ると、断片的な記載に映るかもしれないが、上記の編集方針に則って記載した結果であり、全体版・各省版を総合すれば、全体をカバーしている。
<p>(4) 見直し方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FAL 様式対応及び入港前統一申請様式の EDI 化を本年 11 月までに導入としているが、現在稼働しているシングルウィンドウへの対応についてどう考えているのか。具体的業務内容や実施時期を明確にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾 EDI システムにおいては 11/1 にて FAL 様式及び入港前統一申請様式のシステム化対応予定である。両様式のシングルウィンドウへの対応については、全体版及び他省庁の最適化計画と連携して検討を行う。

主な意見	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本見直し方針（案）には、FAL 条約批准への対応や入港前統一申請様式等を本年 11 月までにシステム対応する旨記載しているが、同 EDI 対応するにあたっては申請者が利用しやすい入力画面とすることや申請タイミングについて利用者の意見を十分に反映する旨の方針を示していただきたい。 ・ FAL 条約対象手続きについては、関係府省共通の FAL 様式を採用し、また、FAL 条約対象手続き以外の入港前の諸手続きについて、項目を大幅に簡素化し、共通様式化を図るとされているが、どの程度港湾手続を画一化するのか港湾手続に係る制度整備の基本目標を明示されたい。 ・ 「全体版見直し方針」に示されている通り、輸出入・港湾手続のシングルウィンドウ化について、申請様式・項目を各省庁及び港湾管理者間で可能な限り簡素化した上で、共通化、データの統一化・標準化を行い、ユーザーから各省庁及び港湾管理者への同種手続及び情報の反復申請を回避するのみならず、類似申請の入力軽減のため、各種基礎情報項目を NACCS の船舶基本情報及び船舶運航情報に統合し、申請情報のデータベース化を図るべきである。「全体見直し方針」は港湾 EDI の NACCS への統合を示唆しているものと了解するが、この方向は支持する。 <p>(5) 最適化計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最適化の策定は飽くまで全体最適を先ず優先すべきである。このプロセスで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し方針のコンセプト 2 にある通り、申請者の視点を重視し、年度末までに入力画面を含めたシステムの利便性向上を図っていくこととしている。 ・ 港湾利用手続は、各港湾の実情などを踏まえて各港湾管理者が内容・様式を定めているものであり、全ての手続自体の画一化が必ずしも適切とは限らないが、各港湾に共通する手続の様式については、可能な限り画一化を図ることが望ましいと考えている。 船舶が申請者となる全ての港湾管理者手続については、既に国がモデルとなる様式を示し、各港湾管理者にそのモデル様式の採用を働きかけているところであり、現在のところ概ね画一化される見込みである。 ・ 平成 15 年のシングルウィンドウ供用開始により、複数省庁への同時申請が可能となり、各省庁及び港湾管理者への反復申請を回避し、入力負荷の軽減を実現したところ。当該箇所は、入力負荷の更なる低減のため、シングルウィンドウ等に関する各種基礎情報を船舶基本情報や船舶運航情報の DB に加えることにより、港湾 EDI と NACCS の両システムを利用する際の入力負担を軽減するなど、両システムの一層の連携を図ることとしている。 ・ 今回の国交省版見直し方針では FAL 様式や入港前統一申請様式の導入による簡

主な意見	意見に対する考え方
<p>は個別最適の積み上げであり、抜本的な全体最適化へは繋がらない。各省版では、抜本的な全体最適化前の暫定的な変更に限るべきである。</p> <p>(6) その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 各港湾管理者は個別に手続を定めるとともに港湾諸手続処理システムも個別に構築している。港湾管理者システムとの連携に関する方針を示していただきたい。 現在各港湾管理者は港毎に個別に手続を定め、また個別に手続システムを構築しているが、港湾手続を出来る限り共通化し、共通申請項目をデータベース化することによって、船舶が複数港に入港する場合でも、最初の入港地への手続の後、2回目以降の入港手続は、追加あるいは変更項目の入力だけで済むように港湾手続業務が効率化されるべきである。 我が国の国際競争力の観点からは、諸外国において実現されている効率的な物流体制と同等のものを実現する必要があると考えられることから、諸外国の先進システムを評価ベンチマークとして設定することが必要と考える。 	<p>素化・共通様式化及びそれに伴うシステム化対応等を盛り込んでいる。</p> <p>今後抜本的な全体最適に向けては、申請者の視点を重視し、申請者から見てシームレスとなるシステムの構築を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各港湾で共通の手続については、港湾 EDI でシステム化を図ってきたところ。また、港湾 EDI では、港湾管理者の DB と EDI 接続を開放しており、これにより港湾 EDI と港湾管理者システムの一体的な運用が可能となっている。 見直し方針案に記載の通り、FAL 条約対象手続については、関係府省共通の FAL 様式を採用し、また、FAL 条約対象手続以外の入港前の諸手続について、項目を大幅に簡素化し、共通様式化を図ることとしており、港湾手続をできる限り共通化することとなっている。現在のシステムでも、一度申請したデータは、次港以降での申請に活用できるよう保存する機能があり、また、船舶基本情報、船舶運航情報等の申請情報をデータベース化することも見直し方針に記載の通り今後検討することとしており、後者の機能を利用すれば、仮に同一申請者でなくても、入港手続における港湾手続の負担は軽減されるものと考えている。 我が国の国際競争力の強化のため、我が国港湾において国際的に遜色ないサービス水準の実現を掲げ、取り組んできたところである。しかし、特定の国のみをベンチマークに設定するのではなく、国際的なサービス水準をみて取り組んでいく予定である。